

PCR 検査(行政検査)の対象の基準

PCR 検査の対象の基準		根拠通知
(1) 新型コロナウイルス感染症患者		R2.8.7【厚労省通知】高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制について
(2) 当該感染症の無症状病原体保有者		
(3) 当該感染症の疑似症患者	発熱などの臨床的特徴がありかつ、 a) 濃厚接触者（注） b) 37.5 度以上で発症前 14 日以内に流行地域に居住 c) 37.5 度以上で発症前 14 日以内に流行地域に居住していた者との濃厚接触者 d) 37.5 度以降かつ呼吸器症状があり入院を要する肺炎が疑われる場合	
(4) 当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者	a) 濃厚接触者（発熱などの臨床的特徴がない場合）	
	b) 患者が複数発生し濃厚接触が生じやすい状況にある地域や集団・組織に属するもの （※この場合 14 日の健康観察の対象とならない）	
	○ 高齢者施設においては感染が 1 例でも出た場合は該当する	R2.8.18【厚労省通知】新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する QA（その2） 問 8 R2.11.16【厚労省通知】医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）
	○ 感染者が多数発生しているまたはクラスターが発生していると考えられる地域においては、高齢者施設等に勤務する者、既に入所している者、新規に入所する者は、施設内における感染拡大防止のため幅広く行政検査を実施することが可能 ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については必ず検査を実施する ② ①の検査の結果陽性が判明した場合は、その施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施する	R2.11.19【厚労省通知】高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）

(注)「濃厚接触者」とは、医療機関の診断によって新型コロナウイルス感染症患者であると確定した者（無症状だが検査で新型コロナウイルス感染症と診断された者を含む）が、新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳・呼吸困難等の急性の呼吸器症状など）がでてきた 2 日前から、入院、自宅や施設等待機を開始するまでの間に接触した者のうち、(1) 本人と同居・長時間接触、(2) 本人に適切な感染防護なしに介護、(3) 本人の気道分泌液や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い、(4) 本人と 1 メートル程度以内の距離で必要な感染予防策なしで 15 分以上接触、のいずれかに該当する者